

## 生駒市学校給食アレルギー対応懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の小中学校の食物アレルギーを有する児童生徒に対し、学校給食において個別対応（以下「個別対応」という。）を実施するにあたり、意見又は助言を求めるため、生駒市学校給食アレルギー対応懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める対象)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める対象は、生駒市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、医師による診断の結果、食物アレルギーと診断され、かつ当該児童生徒の保護者からアレルギー対応食を希望する旨の申請があった者とする。

(意見等を求める事項)

第3条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 食物アレルギー調査票及び学校生活管理指導表に関すること。
- (2) 個別対応の必要性及びその内容に関すること。
- (3) 緊急時の対応に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(参加者)

第4条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 市医師会の代表
- (2) 小中学校長の代表
- (3) 小中学校養護教諭の代表
- (4) 栄養教諭又は栄養職員
- (5) 小中学校給食主任の代表
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 懇話会の参加者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の参加者が欠けた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(実施の決定)

第7条 教育委員会は、アレルギー対応食提供の実施の可否について、懇話会の意見を参考に決定するものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、学校給食センターにおいて処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。